

特定非営利活動法人 日本分子生物学会

倫理要綱

日本分子生物学会は、分子生物学に関する研究・教育を推進するための学術研究及び普及啓発活動を行い、我が国におけるライフサイエンスの進歩に寄与することを目的としている。会員は、「真理の探究」を常に誠実に行うとともに、研究活動が社会からの信頼と負託を前提としていること、また科学者自身が自律的に行動して初めて自由な研究と科学の独立性を保つことが可能になるということを深く認識し、研究活動に関して守るべき「研究モラルとルール」（研究倫理と規範）について習熟することが強く求められる。ここで言う「研究モラルとルール」とは、真実に少しでも近づくために人類が編み出してきた科学的方法論を運用する上でのきまりごとである。このきまりごとを遵守してはじめて、科学者は研究結果の妥当性について論じることが可能となる。以下に指針を示す。

1. 社会的責任

会員は自らの専門知識・能力の維持向上に努め、自らが携わる研究の意義と役割を社会に向けて誠実に説明し、科学的に正確な知識の普及に努める。

2. 公正な研究活動

会員は自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などのすべての過程において誠実に行動する。科学者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負う。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為に加担しないことはもちろん、これらの行為の呼び水となるようなずさんな研究行為も排除する。

また、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に真摯かつ継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

3. 差別とハラスメントの禁止

会員は、性別、年齢、人種、国籍、所属などの属性、あるいは障害、宗教、個人情報に基づく差別を含む一切の不適切な行為を容認せず、それらの行為に断固として反対する。また、すべての研究・教育・学会活動におけるハラスメントを禁止し、責任ある行動を通じてハラスメントが発生しない環境づくりに努める。

4. 科学的公平性

会員は、研究・教育・学会活動において科学的方法に基づき公平な対応をする。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

5. 利益相反

会員は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

2016年12月6日から2017年1月6日において実施した、第19期・第20期の持回り理事会にて、上記を日本分子生物学会倫理要綱と定める。

附則

この要綱は、2017年1月10日から施行する。

付記1. 2024年3月14日から4月4日において実施した第23期の持回り理事会にて項目3.を追加